

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容正誤表

正	誤
<p>農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて 【提案理由】</p> <p>編入方式による合併の場合、編入する稲沢市の農業委員会の委員はそのまま在任できるが、編入される<u>中島郡祖父江町</u>及び中島郡平和町の農業委員会の委員は身分を失うので、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、農業委員会の委員で選挙による委員は、稲沢市の農業委員会の委員の残任期間である平成 18 年 9 月 30 日まで、引き続き稲沢市の農業委員会の委員として在任するものとする。</p>	<p>農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて 【提案理由】</p> <p>編入方式による合併の場合、編入する稲沢市の農業委員会の委員はそのまま在任できるが、編入される<u>中島郡平和町</u>及び中島郡平和町の農業委員会の委員は身分を失うので、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、農業委員会の委員で選挙による委員は、稲沢市の農業委員会の委員の残任期間である平成 18 年 9 月 30 日まで、引き続き稲沢市の農業委員会の委員として在任するものとする。</p>